



島根県報

平成18年 9月26日 (火)
第 1,815 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

救急病院の所在地の変更	(医療対策課)	1
農地保有合理化事業規程の変更の承認	(農業経営課)	1
換地処分	(農村整備課)	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森林整備課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用開始	(")	3
公安告示		
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部)	4
正 誤		
平成18年 9月 1日付け島根県報第1,808号中	(道路維持課)	5

告 示

島根県告示第908号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として指定した次の医療機関について、所在地に変更があったので告示する。

平成18年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

名 称	旧 所 在 地	新 所 在 地	変 更 年 月 日
社会福祉法人恩賜財団島根県済生会江津総合病院	江津市江津町1551番地	江津市江津町1016番地37	平成18年 6月1日

島根県告示第909号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、財団法人安来ふるさと公社の次の事業に係る農地保有合理化事業規程の変更について承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により告示する。

平成18年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 農地売買等事業
- 2 研修等事業

島根県告示第910号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成18年9月14日付けで県営土地改良事業に係る須田地区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成18年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第911号

平成18年島根県告示第874号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所		不明である通知の相手方	
市町村名等	地番	保安林の権利者	住所
雲南市三刀屋町根波別所	2421 - 21	藤本 文枝	島根県雲南市三刀屋町古城15 - 1
	2383	安井 助市	島根県雲南市三刀屋町根波別所1556 - 2
	2379	益田 仁士	神奈川県横浜市戸塚区原宿町367 日立原宿 アパートC - 401
	2422 - 1		
	2422 - 2		
	2422 - 17	内田 優純	兵庫県神戸市垂水区森友2丁目21
	2422 - 18		
	2421 - 22	古川 好子	大阪府泉佐野市新安松3丁目2 - 17 - 483
	2380 - 1	木村由紀子	広島県広島市南区出汐4丁目1 - 27 - 302
	2380 - 2		
2422 - 7			
2422 - 9			
雲南市木次町西日登	1889 - 1	安部 武義	島根県雲南市木次町西日登1283 - 1
	3050 - 1		
	3056		
	3059		
	3071		
	3044	小林 知善	島根県雲南市木次町西日登1835
	3040 - 1	小林チヨノ	島根県雲南市木次町西日登1835
	1701 - 3	小林 伸生	島根県雲南市木次町西日登1835
	1832 - 1		
	3085 - 2		
3023 - 3	渡部 盛夫	島根県雲南市木次町西日登1694 - 2	
3023 - 15			

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

島根県告示第912号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	375号	邑智郡美郷町潮村301番1地先から同所289番4地先まで	前	メートル 9.00～ 12.00	メートル 154.00	県央県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	10.60～ 14.00	154.00	
県 道	境美保関線	松江市美保関町美保関1480番5地先から同所1660番地先まで	前	9.20～ 26.00	198.00	松江県土整備事務所 漁港臨港道路の取付工事 拡幅
			後	14.50～ 36.00	198.00	
"	斐川上島線	簸川郡斐川町大字三絡2356番1地先から同地先まで	前	8.00～ 32.00	91.50	出雲県土整備事務所 山陰自動車道工事に伴う付替 拡幅及び減幅
			後	5.40～ 26.00	91.50	
"	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町大久摺畑9番1地先から同所2番16地先まで	前	5.80～ 14.20	52.00	隠岐支庁県土整備局 道路災害復旧工事 拡幅
			後	5.80～ 26.00	52.00	

島根県告示第913号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町潮村301番1地先から同所289番4地先まで	メートル 154.00	平成18年 9月26日	県央県土整備事務所	

県 道	斐川上島線	簸川郡斐川町大字三絡2356番 1 地先から 同地先まで	115.50	平成18年 9月26日	出雲県土整 備事務所	
-----	-------	---------------------------------	--------	----------------	---------------	--

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第100号

警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第 2 条の規定に基づく、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」という。）第 2 条の規定により告示する。

平成18年 9月26日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

1 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び実施場所

講習の区分	実施期日	実施時間	実施場所
法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）	平成18年11月 7 日（火）から同月 9 日（木）まで	9 : 00 ~ 17 : 00	松江市殿町158番地 島根県民会館
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）	平成18年11月14日（火）から同月15日（水）まで		

2 講習定員

- (1) 3号警備業務
50人
- (2) 4号警備業務
20人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者

4 受講申込手続に関する事項

- (1) 受付期間
平成18年10月16日（月）から同月20日（金）までの午前 8 時30分から午後 5 時まで
ただし、講習定員に達した時点で受付を締め切る。
- (2) 受付場所
島根県内の警察署
- (3) 提出書類
ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通（写真（提出の日前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼り付けたもの）
イ 旧資格者証の写し 1 通
ウ 代理人が受講申込書を提出する場合には、申込者本人の委任状
- (4) 受講手数料

受講手数料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額を、受講申込書提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼付して納付すること。

なお、受講手数料は、受講申込書を受理した後は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。

ア 3号警備業務 14,000円

イ 4号警備業務 10,000円

5 講習の委託

講習は、社団法人島根県警備業協会に委託して実施する。

6 その他

- (1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習初日の午前 8 時30分から同 8 時50分までの間、講習の受付を行う。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852 - 26 - 0110内線3492）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

正

誤

平成18年 9月 1 日付け島根県報第1,808号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
8	島根県告示第872号の表中	口368番 2 地先	368番 2 地先

